

戸籍・住民票等「本人通知制度」を実施しています！

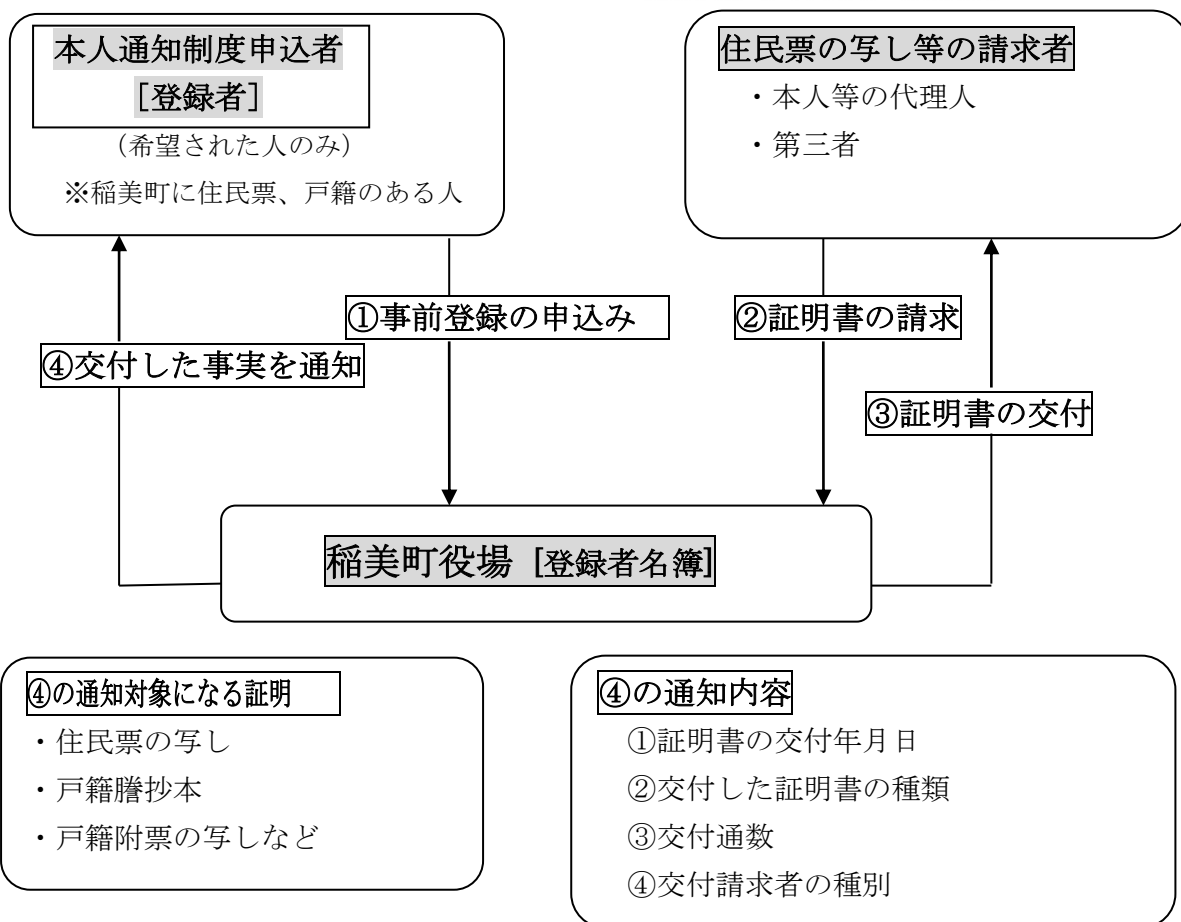
「本人通知制度」とは？

個人のプライバシーの侵害を防ぐことを目的として、戸籍謄抄本や住民票の写し等を本人の代理人や第三者等に交付した場合に、事前に申し込み登録された人に、証明書を交付した事実を郵送により通知する制度です。

登録することにより委任状の偽造による住民票の写しなどの不正請求や不正に取得するという犯罪を未然に防止することができます。また、不必要な身元調査等の未然防止につながります。



稲美町イメージキャラクター「いなっち」



○「本人通知制度」は『事前登録』が必要です。詳しくは稲美町役場 住民課 住民係にお問い合わせください。

〒675-1115 加古郡稲美町国岡1丁目1番地

電話 (079) 492-9134